

長野県道路交通法施行細則をここに公布する。

長野県道路交通法施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 交通の規制（第2条 第7条）
- 第3章 緊急自動車等（第8条 第10条）
- 第4章 車両の交通方法等（第11条 第13条）
- 第5章 運転者の遵守事項（第14条）
- 第6章 安全運転管理者等（第15条 第20条）
- 第7章 道路の使用等（第21条 第22条の2）
- 第8章 運転免許・講習（第23条 第30条）
- 第9章 運転免許取得者教育の認定（第30条の2）
- 第10章 雑則（第31条 第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。第30条の2において「規則」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 交通の規制

（交通の規制の対象から除外する車両）

第2条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等の表示により除くもののほか、別表第1に掲げる車両とする。

2 別表第1の指定を受けようとする者は、通行禁止（駐車禁止・時間制限駐車区間）除外車両指定申請書（様式第1号）を長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

3 前項の申請が別表第1の5の(11)の指定に係るものである場合は、同(11)のいずれかに該当することを証明する書類を添付しなければならない。

4 別表第1の指定は、通行禁止除外指定車の標章（様式第2号）又は駐車禁止（時間制限駐車区間）除外指定車の標章（様式第2号の2）を交付して行うものとする。

5 前項の標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1）別表第1の指定を受けた車両を通行させ、又は駐車させている間は、標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。この場合において、別表第1の5の(11)の指定を受けた車両の運転者が当該車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出すること。

（2）現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従うこと。

（3）標章を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は交付を受けた目的以外に使用しないこと。

6 公安委員会は、第4項の標章の交付を受けた者が前項各号の規定のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

7 第4項の標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該標章を公安委員会に速やかに返納しなければならない。

（1）標章の有効期限が経過したとき。

（2）標章の交付を受けた理由が消滅したとき。

（3）前項の規定により公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第2条の2 別表第1に掲げるもののほか、同表の5の(11)に該当する車両で、他の都道府県公安委員会が交付した標章（道路標識等による交通の規制のうち駐車禁止又は時間制限駐車区間に係るものの対象から除外する旨表示したものに限る。）を掲出しているものは、道路標識等による交通の規制のうち駐車禁止又は時間制限駐車区間に係るものの対象から除く車両とする。

（警察署長の交通の規制）

第3条 公安委員会は、法第5条第1項の規定により、政令第3条の2第1項に定める交通の規制を警察署長に行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、公安委員会が特に必要があると認めた場合は、公安委員会もまた同項の交通の規制を行うことがある。

（信号機の設置又は管理の委任）

第4条 法第5条第2項の規定による委任は、信号機設置（管理）委任書（様式第3号）を交付して行うものとする。

（信号に用いる灯火）

第5条 政令第5条第1項に規定する灯火による信号に用いる灯火は、赤色、白色又は淡黄色で、かつ、50メートルの距離から確認できる光度を有するものでなければならない。

（通行許可）

第6条 政令第6条第3号に規定する公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活に欠くことのできない貨物等を運搬するためやむを得ないと認められること。
- (2) 冠婚葬祭等社会慣習上やむを得ないと認められること。
- (3) 業務上特にやむを得ないと認められること。

2 警察署長は、法第8条第2項に規定する許可をしたときは、同条第3項によるほか、通行禁止（歩行者用）道路通行許可車（様式第4号）の標章を交付するものとする。

3 第2条第5項から第7項までの規定は、前項の標章を交付された者について準用する。

（駐車許可）

第7条 法第45条第1項ただし書又は第49条の5に規定する許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第5号）を当該駐車禁止場所又は時間制限駐車区間を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該駐車許可申請書によらないで許可の申請をすることができる。

2 警察署長は、前項の申請の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、法第45条第1項ただし書の規定による許可をしなければならない。

(1) 駐車して行う用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関その他の当該申請に係る車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分以内の貨物の積卸しその他の放置駐車違反とならない方法によることが不可能であると認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(2) 駐車の間が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。）により道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となる期間でないこと。

イ 駐車して行う用務の目的を達成するために必要な期間を超えるものでないこと。

(3) 駐車場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（放置駐車違反となる場合にあつては法第45条第1項各号に掲げる場所及び同条第2項本文に規定する場所を除く。）であること。

イ 駐車により道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となる場所でないこと。

(4) 駐車可能な場所が、次に掲げる距離の範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれにも存在せず、又はこれらの利用が不可能であると認められること。

ア 運搬が困難な重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ ア以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

- 3 警察署長は、第1項の申請の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、法第49条の5の規定による許可をしなければならない。
 - (1) 駐車して行う用務が、前項第1号のアからウまでのいずれにも該当するものであること。
 - (2) 駐車の間が、前項第2号のイに該当するものであること。
 - (3) 駐車場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 当該時間制限駐車区間における他の車両の駐車を著しく妨害する場所でないこと。
 - イ 駐車により道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通を妨害する方法でないこと。
 - (4) 駐車可能な場所が、前項第4号のア及びイに掲げる距離の範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれにも存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。
- 4 前項の駐車許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し
 - (2) 駐車場所及びその周辺の見取図(目標となる建物又は施設の名称等及び当該駐車場所を表示したもの)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類
- 5 警察署長は、第2項又は第3項の許可をする場合において必要があると認めるときは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
- 6 第2項又は第3項の許可は、駐車許可証(様式第6号)を交付して行うものとする。ただし、第1項ただし書に規定する場合はこの限りでない。
- 7 第2条第5項から第7項までの規定は、前項の駐車許可証の交付を受けた者について準用する。この場合において、「標章」とあるのは「駐車許可証」と読み替えるものとする。
- 8 警察署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第5項の規定により許可に付された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

第3章 緊急自動車等

(申請又は届出の方法等)

- 第8条 政令第13条第1項又は第14条の2の規定による申請又は届出は、緊急自動車等指定申請(届出)書(様式第7号)を提出して行わなければならない。
- 2 政令第13条第1項又は第14条の2第2号の規定による指定は、緊急自動車等指定証(様式第8号)を交付して行うものとする。
- 3 政令第13条第1項又は第14条の2第1号の規定による届出を受理したときは、緊急自動車等届出確認証(様式第8号)を交付するものとする。

(指定証等の備付け等)
- 第9条 緊急自動車等指定証又は緊急自動車等届出確認証(以下「指定証等」という。)は、当該指定を受け、又は届け出た自動車に備え付け、警察官の求めのあつたときは、当該自動車を使用する者(以下「使用者」という。)又は運転者はこれを提示しなければならない。
- 2 使用者は、指定証等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに緊急自動車等指定(届出確認)証記載事項変更届(様式第9号)に、当該指定証等及び指定を受け、又は届け出た自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条に定める自動車検査証の写しを添えて、公安委員会に届け出て変更に係る事項の記載を受けなければならない。
- 3 使用者は、指定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに緊急自動車等指定(届出確認)証再交付申請書(様式第9号)により、公安委員会に指定書の再交付を申請しなければならない。この場合において、当該申請が指定証等の汚損又は破損によるものであるときは、当該指定証等を添付するものとする。

(指定証等の返納)

- 第10条 使用者は、指定を受け、又は届け出た自動車を、緊急自動車又は道路維持作業用自動車として使用しなくなつたときは、速やかに緊急自動車等指定(届出確認)証返納届(様式第9号)に当該指定証等を添えて、公安委員会に返納しなければならない。

第4章 車両の交通方法等

(軽車両の灯火)

第11条 政令第18条第1項第5号に規定する軽車両（そり及び牛馬を除く。以下本条中同じ。）がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を1個（車幅60センチメートル以上の軽車両にあつては、後面の両側に各1個）備え付けているときは、第2号に掲げる灯火をつけることを要しない。

(1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯

(2) 灯光の色が橙（とう）色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯

2 前項ただし書に規定する反射器材は、軽車両（自転車を除く。）に備え付けられた場合において、夜間、後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであり、当該反射光の色が橙（とう）色又は赤色のものでなければならない。

（乗車又は積載の制限）

第12条 政令第22条第3号の八の規定による公安委員会が定める自動車は、別表第3に掲げる道路を通行する自動車とし、同八の規定による公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

2 法第57条第2項の規定による公安委員会が定める制限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 乗車人員の制限

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の者1人を乗車させる場合

(イ) 16歳以上の運転者が幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に6歳未満の者2人を乗車させる場合

(ウ) 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（イ）に該当する場合を除く。）

(エ) 2人乗り用としての構造を有する自転車に運転者以外の者1人を乗車させる場合

(オ) 運転者が三輪の自転車（2以上の幼児用座席を設けているものを除く。）にその乗車装置に応じた人員を乗車させる場合

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

(2) 積載物の重量の制限

ア 積載装置を備える自転車にあつては、30キログラム（重荷用自転車で積載装置を備えるものにあつては、60キログラム）を、リヤカーをけん引する場合におけるそのけん引されるリヤカーにあつては120キログラムをそれぞれ超えないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては、1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下本条中同じ。）にあつては750キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車にあつては、450キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の長さ等の制限

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置に0.3メートルを加えたもの、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さ（幅）に0.6メートルを加えたものを、それぞれ超えないこと。

イ 幅 乗車装置又は積載装置の幅に0.3メートルを加えたものを超えないこと。

ウ 高さ 2メートル（牛馬車にあつては3メートル）からその積載をする場所の高さを減じたものを超えないこと。

(4) 積載方法の制限

ア 自転車にあつては、その乗車装置又は積載装置の前後から0.3メートル、自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置又は積載装置の前後から0.6メートルを、それぞれ超えてはみ出さないこと。

イ 軽車両の乗車装置又は積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

(自動車以外の車両のけん引制限)

第13条 法第60条の規定により公安委員会が定める制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自動車以外の車両の運転者は、1台を超える車両をけん引してはならないこと。

(2) 原動機付自転車の運転者は、他の車両をけん引してはならないこと。ただし、けん引するための装置を有する原動機付自転車によつてけん引されるための装置を有する車両をけん引する場合、又は故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車(以下「故障車」という。)をけん引することがやむを得ない場合で、次の方法によりけん引するときは、この限りでない。

ア けん引する原動機付自転車と、故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等(以下「ロープ等」という。)によつて確実につなぐこと。

イ その故障車に係る運転免許を受けた者を、故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

ウ けん引する原動機付自転車と、故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。

エ 故障車をけん引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

(3) 軽車両の運転者は、他の車両をけん引するときは、けん引する軽車両とけん引される車両相互を堅ろうなロープ等によつて確実につなげなければならないこと。

第5章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

第14条 法第71条第6号の規定により公安委員会が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 警音器を備えていない自転車又は警音器の機能の不完全な自転車を運転しないこと。

(2) 積雪又は凍結している道路において自動車(二輪のものを除く。)を運転するときは、タイヤ・チェーン又は防滑タイヤ(滑り止めの性能を有するタイヤをいう。以下この号において同じ。)を用いる等滑り止めの処置を講ずること。この場合、タイヤ・チェーンを用いるときは両側の後輪(前輪駆動により走行するものは前輪)、防滑タイヤを用いるときは全輪とすること。

(3) 自動車の車体及び積荷等の積雪が走行時に飛散し、又は落下することにより、交通に危険を及ぼし、又は及ぼすおそれのある状態で自動車を運転しないこと。

(4) ダブル・タイヤを用いている自動車にあつては、採石場、河原その他石等がタイヤにはさまるおそれのある場所を通行したときは、当該タイヤを点検し、石等を除去するなど危険防止上必要な処置をすること。

(5) 運転中は、法第52条第1項前段に規定する灯火以外の灯火を、その本来の用途以外にみだりに点灯しないこと。

(6) イヤホーン等を使用し、又は高音でラジオ、カー・ステレオ等を聞くなど安全運転に必要な交通に関する音声が聞こえない状態で車両を運転しないこと。

(7) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に運転者以外の者を乗車させて運転するときは、乗車装置に進行方向を向いてまたがらせること。

(8) げた、木製サンダルその他安全運転に支障となる履物をはいて自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。

(9) 緊急自動車及び法第41条の2第1項に規定する消防用車両以外の自動車を運転するときは、サイレン音又はこれと類似する音を発しないこと。

(10) 普通自動二輪車(原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。)又は原動機付自転車(法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。)(以下この号において「原動機付自転車等」という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(11) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

- (12) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため緊急やむを得ずに行うものを除く。）のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しないこと。
- (13) 傘を差して、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車（次号において「自転車等」という。）を運転しないこと。
- (14) 前号に掲げるもののほか、物を持つなど車両の安定を害するおそれのある方法で自転車等を運転しないこと。

第6章 安全運転管理者等

（自動車の運転の管理に関する教習）

第15条 府令第9条の9第1項第2号に規定する教習（以下「教習」という。）を受けようとする者は、教習申請書（様式第12号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の教習を修了した者に対しては、修了証書（様式第13号）を交付するものとする。

（資格認定申請）

第16条 府令第9条の9第1項第2号又は第2項第2号に規定する認定を受けようとする者は、安全運転管理者（副安全運転管理者）資格認定申請書（様式第14号）を公安委員会に提出しなければならない。

（選任又は解任の届出）

第17条 府令第9条の13第1項前段及び第2項に規定する書面は、安全運転管理者に関する届出書（様式第15号）又は副安全運転管理者に関する届出書（様式第15号の2）によるものとする。

2 府令第9条の13第1項後段に規定する添付書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

（1）安全運転管理者

ア 次のいずれかの書類

（ア）住民票の写し

（イ）戸籍の抄本

（ウ）運転免許証の写し

イ 履歴書

ウ 自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明する書面

エ 自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）第9条に規定する運転記録証明書

オ 届出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

（2）副安全運転管理者

ア 前号に定める書面

イ 自動車の運転の経験の期間を証明する書面

3 第1項の書面を受理したときは、安全運転管理者（副安全運転管理者）の証（様式第15号の3）を交付するものとする。

（解任命令）

第18条 法第74条の3第6項の規定により公安委員会が解任を命ずるときは、解任命令書（様式第16号）を交付するものとする。

（監督行政庁に対する意見の聴取）

第19条 法第75条第3項（法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により行政庁の意見を聴くときは、車両の使用制限命令に関する意見照会書（様式第17号）により行うものとする。

（車両の使用制限）

第20条 法第75条第9項（法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項を記載した書面は、車両の使用制限書（様式第18号）のとおりとする。

第7章 道路の使用等

（道路における禁止行為）

第21条 法第76条第4項第7号の規定により公安委員会が定める禁止行為は、次の各号に掲げるもの

とする。

- (1) 交通ひんぱんな道路において、乗馬又は自転車の練習をすること。
 - (2) みだりに道路に泥土、汚水、ごみくず、ガラスの破片等をまき、又は捨てること。
 - (3) 交通ひんぱんな道路においてたき火をすること。
 - (4) 交通の妨害となるような方法で、みだりに物件を道路に突き出すこと。
 - (5) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
 - (6) 交通の妨害となるような方法で、積雪をみだりに道路に捨てること。
 - (7) 車両の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
 - (8) 進行中の車両からみだりに身体の一部又は物件を出すこと。
 - (9) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これに類するものを使用すること。
- (道路の使用の許可)

第22条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして、公安委員会が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路に、みこし、だし、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
 - (2) 道路においてロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。
 - (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態で集団行進をすること。
 - (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、拡声器で放送をし、又はラジオ、テレビジョン等を受信若しくは受像すること(公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動又は政治活動のために行うものを除く。)
 - (5) 道路において消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
 - (6) 道路において、一般交通に影響を及ぼすような方法で旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝をすること。
 - (7) 広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目をひくような特異な装飾、その他の装いをして通行すること(公職選挙法に規定する選挙運動又は政治活動のために行うものを除く。)
 - (8) 道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
 - (9) 交通頻繁な道路に広告、宣伝等の印刷物を散布すること。
 - (10) 道路において、ロボットの歩行若しくは移動を伴う実証実験又は人の移動の用に供するロボットの实証実験をすること。
- (道路使用許可申請書の添付書類)

第22条の2 府令第10条第3項の公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図並びに道路を使用しようとする位置及び道路使用に伴う安全対策の内容を記載したもの
- (2) 工作物を設ける場合にあつては、当該工作物の設計図及び仕様書
- (3) 交通量調査表、工程表その他の道路使用の許可の審査に関し警察署長が必要と認めたもの

第8章 運転免許・講習

(緊急自動車の運転資格の審査)

第23条 政令第32条の3、第32条の4又は第32条の5に規定する審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書(様式第19号)を公安委員会に提出しなければならない。

(適性検査の受検等の命令)

第23条の2 法第90条第8項又は第103条第6項に規定する命令は、適性検査受検命令書(様式第19号の2)又は診断書提出命令書(様式第19号の3)により行うものとする。

(条件の解除又は変更の申請)

第23条の3 法第91条の規定により付された免許の条件(自動車等の種類の限定を除く。)の解除又は変更の検査を受けようとする者は、運転免許条件解除(変更)申請書(様式第20号)を提出しなければならない。

(試験の場所)

第24条 府令第22条第1項(府令第28条の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

に規定する公安委員会の管理する試験場は、長野県警察本部交通部運転免許本部の東北信運転免許課北信運転免許センター及び東北信運転免許課東信運転免許センター並びに中南信運転免許課中南信運転免許センターとする。

- 2 府令第22条第1項に規定する公安委員会の指定する道路は、別に定める。
- 3 府令第22条第1項に規定する公安委員会の指定する場所は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 長野県飯田警察署（法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験を除く。）
 - (2) 警察署（長野県飯田警察署を除く。）、長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、伊那市高遠町交番、辰野町交番及び池田町交番（法第97条の2第1項第3号の規定により試験の一部が免除される運転免許試験（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、法第101条第1項に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかつた者に係るものを除く。）に限る。）
- 4 公安委員会は、前項に定める場所のほか、特に必要と認めた場所を指定し、運転免許試験を行うことがある。

第25条 削除

（技能試験に従事する者）

第26条 府令第24条第8項（府令第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する公安委員会の指定を受けた警察職員は、首席試験官、主任試験官又は試験官とする。

（認知機能検査申出書）

第26条の2 法第97条の2第1項第3号又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査申出書（様式第20号の2）を提出しなければならない。

（合格決定の取消し等）

第27条 法第97条の3第2項に規定する通知は、運転免許試験合格決定取消通知書（様式第21号）により行うものとする。

- 2 法第97条の3第3項の規定により運転免許試験の受験を停止したときは、運転免許試験受験停止通知書（様式第22号）により通知するものとする。

（申請用写真の添付を要しない場合）

第27条の2 府令第29条第3項（府令第29条の2第3項において準用する場合を含む。）、第30条の9第3項及び第30条の10第2項に規定する公安委員会規則で定める場合は、運転免許証の更新を受けようとする者、運転免許の取消しの申請をしようとする者（法第103条第1項又は第103条の2第1項の規定により運転免許の効力の停止又は仮停止を受けている者を除く。）又は運転免許の取消しの申請と同時に運転経歴証明書の交付の申請をしようとする者が当該更新、取消し又は交付に係る申請書を警察署長を経由しないで公安委員会に提出する場合とする。

（更新時適性検査の通知）

第27条の3 法第101条の2の2第5項に規定する通知は、運転免許証更新時適性検査通知書（様式第22号の2）により行うものとする。

（臨時適性検査の通知）

第28条 法第102条第6項又は第107条の4第1項に規定する通知は、臨時適性検査通知書（様式第23号）により行うものとする。

（運転経歴証明書）

第28条の2 法第104条の4第5項に規定する申請は、運転経歴証明書交付申請書（様式第23号の2）により行わなければならない。

- 2 府令第30条の12第2項に規定する届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（様式第23号の3）によるものとする。

- 3 府令第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書（様式第23号の4）によるものとする。

（運転免許証等の返納届）

第29条 法第107条第1項第2号若しくは第3号又は第107条の10第1項の規定により運転免許証（国外運転免許証を含む。）を返納するとき又は府令第30条の14の規定により運転経歴証明書を返納するときは、運転免許証（運転経歴証明書）返納届（様式第24号）により行わなければならない。

（講習申出書等）

第30条 法第108条の2第1項第1号から第9号まで、第11号、第12号及び第14号に規定する講習を受けようとする者は、講習申出書（様式第25号）を提出しなければならない。

2 法第108条の2第1項第10号及び第13号に規定する講習を受けようとする者は、講習受講届（様式第26号）を提出しなければならない。

第9章 運転免許取得者教育の認定

（フレキシブルディスクによる手続）

第30条の2 規則第13条のフレキシブルディスク（以下この条において「フレキシブルディスク」という。）は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 フレキシブルディスクへの記録は、次の各号に掲げる方式に従って行わなければならない。

- (1) トラックフォーマットについては、日本工業規格X6225に規定する方式
- (2) ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0605に規定する方式
- (3) 文字の符号化表現については、日本工業規格X0208附属書1に規定する方式

3 フレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本工業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 フレキシブルディスクには、日本工業規格X6223に規定するラベル領域に、次の各号に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- (1) 提出者の名称
- (2) 提出年月日

第10章 雑則

（公安委員会の事務の委任）

第31条 公安委員会は、法第114条の2第1項の規定により、次の各号に掲げる事務を長野県警察本部長に行わせる。

- (1) 運転免許の保留及び運転免許の効力の停止に関する事務（公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に係るものを除く。）
- (2) 前号に掲げる処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取に関する事務
- (3) 公安委員会が弁明の機会の付与、聴聞又は意見の聴取をした事案に係る運転免許の保留の期間及び運転免許の効力の停止の期間の短縮に関する事務
- (4) 仮運転免許を与えること及び仮運転免許の取消しに関する事務
（高速自動車国道等における権限）

第32条 法第114条の3の規定により、法の規定による警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路に係るものは、長野県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。

（書類の経由）

第33条 法、政令、府令及びこの規則の規定に基づき公安委員会に提出する申請書又は届出書等は、当該申請又は届出等をしようとする者の住所地を管轄する警察署長（緊急自動車若しくは道路維持作業用自動車の指定若しくは届出、通行禁止（駐車禁止・時間制限駐車区間）除外車両の指定、指定自動車教習所の指定又はけん引の許可に関するものにあつては当該自動車、車両、施設又はけん引される車両の所在地を管轄する警察署長、安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任又は解任の届出に関するものにあつては当該自動車の使用の本拠の所在地を管轄する警察署長。以下この条において「管轄警察署長」という。）を経由しなければならない。ただし、次の各号に掲げる申請書は、この限りでない。

- (1) 再試験受験申込書
- (2) 日曜日に提出する運転免許証記載事項変更届
- (3) 日曜日に提出する運転免許証更新申請書
- (4) 経由申請書

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請書又は届出書等は、管轄警察署長を経由しないことができる。

- (1) 自動車等に係る運転免許試験を行う場所において運転免許試験又は運転免許の審査を受ける

ために提出する申請書

- (2) 運転免許試験に不合格となつた者が、重ねて同種類の運転免許試験を受けるために提出する申請書
 - (3) 運転免許証記載事項変更届
 - (4) 運転免許証更新申請書
 - (5) 運転免許証の再交付申請書及び第29条に規定する運転免許証返納届
 - (6) 第23条に規定する緊急自動車運転資格審査申請書
 - (7) 第23条の3に規定する運転免許条件解除(変更)申請書
 - (8) 第26条の2に規定する認知機能検査申出書
 - (9) 指定自動車教習所の指定申請書の記載事項の変更の届出のうち、技能検定員又は教習指導員の選任若しくは解任、視聴覚教習機器の設備の変更、教習計画の変更又は所内コースを使用して行う技能検定コースの変更に関するもの
 - (10) 運転免許取消申請書
 - (11) 運転経歴証明書交付申請書
 - (12) 国外運転免許証交付申請書
 - (13) 第30条第1項に規定する講習申出書(法第108条の2第1項第2号から第9号まで、第11号、第12号及び第14号に規定する講習に係るものに限る。)
 - (14) 運転経歴証明書記載事項変更届
 - (15) 運転経歴証明書再交付申請書及び第29条に規定する運転経歴証明書返納届
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請書又は届出書は、管轄警察署長以外の警察署長を経由することができる。
- (1) 優良運転者が提出する運転免許証更新申請書
 - (2) 優良運転者が提出する第30条第1項に規定する講習申出書(法第108条の2第1項第11号に規定する講習に係るものに限る。)
 - (3) 運転免許証記載事項変更届
 - (4) 国外運転免許証交付申請書
 - (5) 更新期間の満了する日における年齢が70歳以上の運転者が提出する運転免許証更新申請書
 - (6) 運転免許取消申請書
 - (7) 運転経歴証明書交付申請書
 - (8) 運転経歴証明書記載事項変更届
 - (9) 運転経歴証明書再交付申請書及び第29条に規定する運転経歴証明書返納届

附 則

- 1 この規則は、昭和35年12月30日から施行する。
- 2 長野県道路交通取締規則(昭和30年長野県公安委員会規則第2号)は、廃止する。
 - 附 則(昭和36年12月1日公安委員会規則第4号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和37年8月30日公安委員会規則第1号)
この規則は、昭和37年9月1日から施行する。
 - 附 則(昭和41年1月31日公安委員会規則第2号)
この規則は、昭和41年2月10日から施行する。
 - 附 則(昭和41年9月5日公安委員会規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和41年10月13日公安委員会規則第6号)
この規則は、昭和41年10月16日から施行する。
 - 附 則(昭和42年7月20日公安委員会規則第5号)
(施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和42年12月25日公安委員会規則第10号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和43年2月12日公安委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の金属くず規則又は道交法細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の金属くず規則又は道交法細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧住民登録法(昭和26年法律第218号)の規定により交付されている住民票の抄本は、この規則による改正後の金属くず規則又は道交法細則の規定に基づいて提出する申請書その他の書類に添付すべき住民票の写しに代えることができる。

附 則 (昭和43年 8 月30日公安委員会規則第 8 号)

この規則は、昭和43年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和45年 1 月29日公安委員会規則第 1 号)

この規則は、昭和45年 2 月10日から施行する。

附 則 (昭和46年 3 月11日公安委員会規則第 1 号抄)

- 1 この規則は、昭和46年 3 月12日から施行する。

附 則 (昭和46年 5 月13日公安委員会規則第 6 号)

この規則は、昭和46年 5 月20日から施行する。

附 則 (昭和47年 3 月 6 日公安委員会規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規則施行の際、この規則の施行日前において公安委員会又は警察署長から交付されている次表左欄の標章は、昭和47年 7 月31日までの間、この規則による改正後の長野県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第 4 条又は第 5 条の規定に基づいて交付された次表右欄の標章とみなす。

左 欄	右 欄
「駐車許可済」、「緊急往診中」、「緊急取材中」及び「歩行障害者使用中」の標章	「駐車禁止除外指定車」の標章
「通行許可済」の標章	(1) 改正後の規則第 4 条に該当するものについては、「通行禁止除外指定車」の標章 (2) 改正後の規則第 5 条に該当するものについては、「通行禁止(歩行者用)道路通行許可車」の標章

附 則 (昭和47年 4 月10日公安委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年 4 月16日公安委員会規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年 5 月 1 日から施行する。

(経過処置)

- 2 改正後の長野県道路交通法施行細則様式第 5 号の 2 の様式にかかわらず、通行(駐車)禁止除外指定車の標章については、なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和50年 3 月31日公安委員会規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

(長野県公安委員会の権限に属する事務の一部の委任に関する規則の廃止)

- 2 長野県公安委員会の権限に属する事務の一部の委任に関する規則(昭和42年長野県公安委員会規則第 6 号)は、廃止する。

附 則 (昭和51年 3 月18日公安委員会規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第4号の一部を改め、同号を同条第8号とし、同条第3号を同条第7号とし、同条第2号の次に4号を加える改正規定及び第16条第6号の改正規定は、昭和51年3月25日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規則による改正前の長野県道路交通法施行細則第5条の2の規定により交付された駐車許可証は、この規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第7条の規定により交付された駐車許可証とみなす。

附 則 (昭和51年9月6日公安委員会規則第7号)

この規則は、昭和51年9月10日から施行する。

附 則 (昭和53年5月25日公安委員会規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規則による改正前の長野県道路交通法施行細則第2条第3項の規定により同条第1項の表の右欄の(7)の工に規定する車両の指定として交付された標章は、当該標章の有効期限が満了する日までの間、この規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第2条第3項の規定により交付された駐車禁止除外指定車(身体障害者使用車)の標章とみなす。

附 則 (昭和53年11月24日公安委員会規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和53年12月1日から施行する。

(経過処置)

- 2 この規則による改正前の長野県道路交通法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第8条第2項の規定により交付された緊急自動車等指定書は、この規則による改正後の長野県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第8条第2項の規定により交付された緊急自動車等指定証とみなす。

- 3 この規則施行の際、改正前の規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の指定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

(聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則の一部改正)

- 4 聴聞及び弁明の機会の供与に関する規則(昭和42年長野県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和54年3月29日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年5月28日公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則 (昭和56年12月17日公安委員会規則第9号)

この規則は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月10日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項の改正規定は昭和58年3月12日から、第33条第1項の改正規定及び同条第2項中「前項」を「前項本文」に改める改正規定は昭和58年4月23日から施行する。

附 則 (昭和60年3月7日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和60年3月20日から施行する。

附 則 (昭和60年12月16日公安委員会規則第7号)

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月19日公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年10月5日公安委員会規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長野県道路交通法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第2条第2項の規定により提出されている駐車禁止除外車両指定申請書は、この規則による改正後の長野県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第2条第2項の規定により提出された駐車禁止・時間制限駐車区間除外車両指定申請書とみなす。
- 3 改正前の規則第2条第3項の規定により交付された駐車禁止除外指定車若しくは駐車禁止除外指定車(身体障害者使用車)の標章又は改正前の規則第7条第3項の規定により交付された駐車許可証は、当該標章の有効期限又は当該駐車許可証の有効期間が満了する日までの間、改正後の規則第2条第3項の規定により交付された駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車若しくは駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車(身体障害者使用車)の標章又は改正後の規則第7条第3項の規定により交付された道路交通法(昭和35年法律第105号)第45条第1項ただし書に規定する許可に係る駐車許可証とみなす。

附 則(平成元年4月24日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成元年5月1日から施行する。

附 則(平成2年8月30日公安委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年9月1日より施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第2項の第一種運転免許を受けている者で、当該第一種運転免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して1年に達しないものの初心運転者講習の講習申出書の提出及びその経由については、この規則による改正後の長野県道路交通法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成2年12月27日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成3年9月26日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成4年7月16日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成4年10月29日公安委員会規則第9号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成5年3月22日公安委員会規則第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規則中、(中略)附則第2項の規定は平成5年3月24日から(中略)施行する。
附 則(平成6年3月31日公安委員会規則第8号)
この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第7条の2第1項、第23条の2、第28条、第30条、第33条第2項第8号及び第9号の改正規定、様式第23号の改正規定(「第102条第1項」を「第102条第3項」に改める部分に限る。)並びに様式第26号の改正規定(「第108条の2第1項第6号」を「第108条の2第1項第9号」に改める部分に限る。)は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成6年9月29日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年12月15日公安委員会規則第14号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。
附 則(平成7年10月26日公安委員会規則第9号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第32条の改正規定は、平成7年11月7日から施行する。

附 則(平成8年8月29日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成8年10月17日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成8年11月1日から施行する。ただし、第1条中長野県道路交通法施行細則第30条、第33条第2項第9号及び様式第26号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年9月28日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定、第33条第2項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に1号を加える改正規定並びに様式第16号及び様式第17号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次及び第1条の改正規定並びに第9章を第10章とし、第8章の次に1章を加える改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月17日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条に1号を加える改正規定は、平成12年8月1日から、第7条の2第3号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月18日公安委員会規則第9号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月29日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月28日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月30日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年2月27日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月6日公安委員会規則第2号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成15年12月25日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月18日公安委員会規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日にこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則別表に掲げる道路を通行した自動車に対する同規則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成17年3月28日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に一般国道152号、県道丸子東部インター線、県道清野篠ノ井停車場線又は長野市道篠ノ井南288号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成17年4月21日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月20日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年2月23日公安委員会規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月6日から施行する。ただし、別表第2の17の改正規定及び次項の規定は、同月31日から施行する。

附 則（平成18年3月2日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成18年3月6日から施行する。ただし、別表の県道伊那インター西箕輪線の項及び伊那市道西部1号線の項の改正規定は、同月31日から施行する。

附 則（平成18年3月30日公安委員会規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第2条の2の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に県道塩尻鍋割穂高線、県道松本環状高家線（松本市道5267号線との交差点（松本市大字芳川村井町34番10地先）から松本市道7186号線との交差点までの区間に限る。）、県道諏訪辰野線、県道長野須坂インター線（県道三才大豆島中御所線との交差点から須坂市道21号線との交差点までの区間に限る。）、県道諏訪湖四賀線、松本市道5267号線、松本市道7186号線、諏訪市道255号線、須坂市道21号線、上伊那郡南箕輪村道10号線又は東筑摩郡山形村道東2号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成18年12月25日公安委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に一般国道18号（一般国道406号との交差点（長野市大字柳原字東囲2084番1地先）から一般国道117号との交差点（長野市豊野町蟹沢字堀境170番1地先）までの区間、県道杉野沢黒姫停車場線との交差点（上水内郡信濃町大字柏原字毛なし2337番7地先）から高速自動車国道関越自動車道上越線信濃町インターチェンジまでの区間、上田市古里字大畑2022番1地先から県道長野上田線との交差点まで（バイパス）の区間及び県道姨捨停車場線との交差点（千曲市大字八幡字謡坂4580番1地先）から一般国道403号との交差点（千曲市大字稲荷山字境無3847番7地先）まで（バイパス）の区間に限る。）、一般国道19号（一般国道19号との交差点（長野市篠ノ井小松原字裏山3561番地先）から長野市川中島町今里字塚田804番1地先までの区間に限る。）、一般国道20号（県道下諏訪辰野線との交差点（岡谷市長地梨久保2丁目4125番3地先）から一般国道20号との交差点（岡谷市今井字堰下1670番2地先）まで（バイパス）の区間に限る。）、一般国道141号（山梨県と長野県との境界から県道上原猿久保線との交差点までの区間及び県道佐久小諸線との交差点から一般国道18号との交差点（小諸市丙394番1地先）までの区間に限る。）、一般国道151号、一般国道153号（愛知県と長野県との境界から県道時又中村線との交差点（飯田市中村3890番の2地先）までの区間に限る。）、一般国道256号、一般国道474号、県道長野真田線、県道長野上田線、県道坂城インター線、県道上室賀坂城停車場線、県道小松原川中島停車場線又は飯田市道150号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成19年5月28日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年8月6日公安委員会規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年8月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の長野県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第2条第2項の規定により提出されている通行禁止（駐車禁止・時間制限駐車区間）除外車両指定申請書又は改正前の規則第7条第1項の規定により提出されている駐車許可申請書に係る指定又は許可については、なお従前の例による。

3 改正前の規則第2条第3項の規定により交付された通行禁止（駐車禁止・時間制限駐車区間）除外指定車若しくは駐車禁止（時間制限駐車区間）除外指定車の標章又は改正前の規則第7条第3項の規定により交付された駐車許可証は、当該標章の有効期限又は当該駐車許可証の有効期間が満了するまでの間、この規則による改正後の長野県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第2条第4項の規定により交付された通行禁止除外指定車若しくは駐車禁止除外指定車の標章又は改正後の規則第7条第6項の規定により交付された駐車許可証とみなす。

4 この規則の施行の日から3年を経過するまでの間における改正前の規則第2条第1項の表の右欄の(11)の工に規定する車両の指定を受けた者についての改正後の規則の適用については、改正後の規則別表第1の5の(11)のア又はイに規定する者とする。

附 則（平成19年10月1日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月10日公安委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日公安委員会規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に一般国道18号（県道長野上田線との交差点（千曲市大字八幡字吉野3916番地先）から県道姨捨停車場線との交差点（千曲市大字八幡字謡坂4580番1地先）まで（バイパス）の区間に限る。）、一般国道361号、県道伊那生田飯田線、県道沢渡高遠線、県道西伊那線、須坂市道井上松宮中島線、須坂市道松宮双六2号線、須坂市道幸高福島線、伊那市道上新田16号線、伊那市道上新田20号線、伊那市道三峰川右岸土地改良幹線、伊那市道金井原1号線、伊那市道金井原2号線、伊那市道押出小原線又は伊那市道金井原3号線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成20年5月29日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日公安委員会規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に一般国道18号（上田市国分80番6地先から上田市古里字大畑2022番1地先まで（バイパス）の区間に限る。）、一般国道403号（一般国道18号との交差点（千曲市大字杭瀬下45番11地先）から一般国道18号との交差点（千曲市大字稻荷山字境無3847番7地先）までの区間に限る。）、県道大町麻績インター千曲線又は県道長野上田線（一般国道18号との交差点（千曲市大字八幡字吉野3916番地先）から県道大町麻績インター千曲線との交差点（千曲市大字若宮2番5地先）までの区間に限る。）を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成21年4月23日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年5月21日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日公安委員会規則第7号）

この規則中、第12条第2項第1号のアの改正規定は平成21年7月1日から、第14条に1号を加える改正規定は同年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月8日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第3項の改正規定並びに様式第5号及び様式第6号の改正規定は、同月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道18号(県道長野上田線との交差点(上田市小泉2749番5地先)から坂城町道A05号線との交差点(埴科郡坂城町大字南条7717番42地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、県道松本環状高家線(松本市道7186号線との交差点から県道新田松本線との交差点までの区間に限る。)、県道伊那インター線、須坂市道本郷松川線、須坂市道坂田原砂田線又は須坂市道本郷宮原滝ノ入線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則(平成23年3月28日公安委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第3の一般国道20号の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に高速自動車国道中部横断自動車道、一般国道153号(一般国道153号との交差点(飯田市山本5444番1地先)から一般国道153号との交差点(飯田市山本2287番1地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、一般国道474号(高速自動車国道中央自動車道西宮線との分岐点から一般国道151号との交差点までの区間に限る。)、県道長野真田線(一般国道117号との交差点から一般国道18号との交差点までの区間に限る。)、県道豊野南志賀公園線、県道長野上田線(県道長野上田線との交差点(千曲市大字上山田字東組76番1地先)から県道長野上田線との交差点(埴科郡坂城町大字上五明字中村433番1地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、県道伊那箕輪線、県道森篠ノ井線、長野市道運動公園通り線、長野市道平林古野線又は長野市道運動公園西通り線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

3 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に一般国道20号(一般国道20号との交差点(茅野市宮川字中野6633番1地先)から一般国道20号との交差点(茅野市宮川字家下4489番4地先)まで(バイパス)の区間に限る。)を通行した自動車に対する改正後の規則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則(平成24年3月15日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項の改正規定(東北信運輸免許課東信運輸免許センターに係る部分を除く。)は平成24年3月19日から、同項の改正規定(東北信運輸免許課東信運輸免許センターに係る部分に限る。)は同月26日から施行する。

附 則(平成24年6月28日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年10月4日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成24年10月7日から施行する。ただし、別表第3の県道豊科インター堀金線の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日公安委員会規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に一般国道117号(一般国道18号との交差点(長野市豊野町蟹沢97番1地先)から県道中野豊野線との交差点までの区間に限る。)、一般国道153号(下伊那郡松川町と上伊那郡中川村との境界から一般国道153号(バイパス)との交差点(駒ヶ根市赤穂12627番2地先)までの区間及び一般国道153号との交差点(駒ヶ根市赤穂12627番2地先)から一般国道153号との交差点(駒ヶ根市赤穂14686番9地先)まで(バイパス)の区間に限る。)、県道中野豊野線、県道松本環状高家線(松本市大字神林南荒井2722番9地先から松本市大字神林2758番1地先までの区間に限る。)、県道伊那インター線(県道伊那箕輪線との交差点から一般国道153号との交差点までの区間に限る。)

又は松本市道5267号線（県道松本環状高家線との交差点（松本市大字芳川村井町34番10地先）から県道松本環状高家線との交差点（松本市大字笹賀7600番7地先）までの区間に限る。）を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成26年5月29日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第27条の2の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に一般国道19号（木曾郡上松町道長坂沓掛線との交差点から木曾郡木曾町福島神戸3716番地先までの区間に限る。）又は県道三才大豆島中御所線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成27年5月28日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年7月30日公安委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

（別表第1）（第2条関係）

交通の規制	交通の規制の対象から除く車両
<p>1 道路標識等による交通の規制（高速自動車国道の本線車道（政令第27条の2に規定する本線車道を除く。3において同じ。）にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制並びに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の指示標識のうち、「駐車可」及び「停車可」の標識を用いた規制を除く。）</p>	<p>(1) 警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）に基づく自動車お列内の自動車 (2) 警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）に基づく自動車警護列内の自動車</p>
<p>2 道路標識等による交通の規制のうち、車両の通行禁止（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）」</p>	<p>(1) 専ら郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両（一般の車両と識別が困難な車両にあつては、あらかじめ公安委員会の指定を受けたものに限る。（6）及び（7）において同じ。） (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両 (3) 交通の指導取締り、交通事故の処理、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、警備活動その他警察活動（以下「交通の指導取締り等」という。）のため使用中の車両 (4) 法第51条の12に規定する放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両 (5) 公職選挙法に基づく選挙運動又は政治活動のため使用中の車両</p>

<p>通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いたもの並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いたものに限る。)に係るもの</p>	<p>(6) 道路、道路付属物、信号機、道路標識等又はパーキング・チケット発給設備の設置又は管理のため使用中の車両</p> <p>(7) 河川区域内の道路において河川の維持及び管理のため使用中の車両</p> <p>(8) 急病人の救護、災害等緊急やむを得ない理由により使用中の車両</p> <p>(9) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項の八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供されている車両で身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳又は医師の発行する診断書の交付を受けている歩行困難な者を送迎するため使用中のもの</p> <p>(10) あらかじめ公安委員会の指定を受けた次のいずれかに該当する車両</p> <p>ア 電気、ガス、水道、電話又は鉄道に係る緊急修復工事のため使用中の車両</p> <p>イ 医師又はこれに準ずる者が緊急往診等のため使用中の車両</p> <p>ウ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両</p> <p>エ アからウまでに掲げるほか、特にその必要性が認められる車両</p>
<p>3 道路標識等による交通の規制のうち、最高速度に係るもの(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制を除く。)</p>	<p>(1) 緊急自動車</p> <p>(2) 専ら交通の取締りに従事する自動車</p>
<p>4 道路標識等による交通の規制のうち、停車及び駐車に係るもの</p>	<p>(1) 交通の指導取締り等のため使用中の車両</p> <p>(2) 法第51条の12に規定する放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両</p> <p>(3) 交通の指導取締り等のため現に停止を求められている車両</p> <p>(4) 急病人の救護、災害等緊急やむを得ない理由により使用中の車両</p>
<p>5 道路標識等による交通の規制のうち、駐車禁止又は時間制限駐車区間に係るもの(駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。)</p>	<p>(1) 電報の配達のため使用中の車両(一般の車両と識別が困難な車両にあつては、あらかじめ公安委員会の指定を受けたものに限る。(7)及び(8)において同じ。)</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両</p> <p>(3) 交通の指導取締り等のため使用中の車両</p> <p>(4) 法第51条の12に規定する放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両</p> <p>(5) 交通の指導取締り等のため現に停止を求められている車両</p> <p>(6) 公職選挙法に基づく選挙運動又は政治活動のため使用中の車両</p>

- (7) 道路、道路付属物、信号機、道路標識等又はパーキング・チケット発給設備の設置又は管理のため使用中の車両
- (8) 河川区域内の道路において河川の維持及び管理のため使用中の車両
- (9) 急病人の救護、災害等緊急やむを得ない理由により使用中の車両
- (10) あらかじめ公安委員会の指定を受けた次のいずれかに該当する車両
 - ア 電気、ガス、水道、電話又は鉄道に係る緊急修復工事のため使用中の車両
 - イ 医師が緊急往診のため使用中の車両
 - ウ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - エ 専ら郵便物の集配のため使用中の車両
 - オ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく臨検のため使用中の車両
 - カ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲のため使用中の車両
 - キ 道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車椅子移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
 - ク 裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条に規定する執行官が民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のため使用中の車両
 - ケ 総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第70号に規定する電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両
- (11) 次に掲げる者が現に使用中の車両（ウに掲げる者が現に使用中の車両にあつては、日出時から日没時までの間に使用しているものに限る。）で、あらかじめ公安委員会の指定を受けたもの
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの
 - イ 戦傷病者特別援護法第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの
 - ウ 色素性乾皮症にり患している者（公安委員会が別に定めるものに限る。）
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155

	号) 第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの オ 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が重度であるもの カ アからオまでに掲げるもののほか、身体障害者等で歩行が困難であると認められる者
--	---

(別表第2)(第2条関係)

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動障害がある場合を除く。)	
	移動機能	1級及び2級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症

(別表第3)(第12条関係)

路線名	区間
高速自動車国道中央自動車道西宮線	山梨県と長野県との境界から長野県と岐阜県との境界まで
高速自動車国道中央自動車道長野線	高速自動車国道中央自動車道西宮線との分岐点から高速自動車国道関越自動車道上越線との分岐点まで
高速自動車国道関越自動車道上越線	群馬県と長野県との境界から長野県と新潟県との境界まで

高速自動車国道中部横断自動車道	一般国道142号との交差点から高速自動車国道関越自動車道上越線との分岐点まで
一般国道18号	群馬県と長野県との境界から一般国道18号との交差点（北佐久郡軽井沢町大字長倉字オノ河原5341番2地先）まで（バイパス）
	一般国道18号との交差点（北佐久郡軽井沢町大字長倉字オノ河原5341番2地先）から一般国道117号との交差点（長野市豊野町蟹沢字堀境170番1地先）まで
	県道杉野沢黒姫停車場線との交差点（上水内郡信濃町大字柏原字毛なし2337番7地先）から長野県と新潟県との境界まで
	上田市国分80番6地先から坂城町道A05号線との交差点（埴科郡坂城町大字南条7717番42地先）まで（バイパス）
	県道長野上田線との交差点（千曲市大字八幡字吉野3916番地先）から一般国道403号との交差点（千曲市大字稻荷山字境無3847番7地先）まで（バイパス）
一般国道19号	岐阜県と長野県との境界から木曾郡南木曾町吾妻218番66地先まで
	木曾郡上松町道長坂沓掛線との交差点から県道大町明科線との交差点まで
	一般国道19号との交差点（長野市篠ノ井小松原字裏山3561番地先）から一般国道18号との交差点（長野市青木島町大塚字宿313番1地先）まで（バイパス）
一般国道20号	山梨県と長野県との境界から一般国道19号との交差点まで
	一般国道20号との交差点（茅野市宮川字中野6633番1地先）から一般国道20号との交差点（茅野市宮川字家下4489番4地先）まで（バイパス）
	茅野市宮川3926番6地先から県道神宮寺諏訪線との交差点（諏訪市大字四賀字庄ノ田通2348番2地先）まで（バイパス）
	県道下諏訪辰野線との交差点（岡谷市長地梨久保2丁目4125番3地先）から一般国道20号との交差点（岡谷市今井字堰下1670番2地先）まで（バイパス）
一般国道117号	県道三才大豆島中御所線との交差点から一般国道18号との交差点（長野市青木島町大字大塚字久新河原1042番の1地先）まで
	一般国道18号との交差点（長野市豊野町蟹沢97番1地先）から県道中野豊野線との交差点まで
一般国道141号	山梨県と長野県との境界から一般国道18号との交差点（小諸市大字平原字曲沢1035番7地先）まで
	一般国道18号との交差点（小諸市大字柏木字東大道下158番3地先）から小諸市大字柏木字西大道下15番6地先まで
	県道佐久小諸線との交差点から一般国道18号との交差点（小諸市丙394番1地先）まで
一般国道144号	高速自動車国道関越自動車道上越線上田菅平インターチェンジから一般国道18号との交差点（上田市中央東3929番の6地先）まで
一般国道147号	一般国道19号との交差点から北安曇郡松川村5539番の2地先まで
一般国道151号	一般国道153号との交差点から飯田市道150号線との交差点まで
一般国道152号	一般国道18号との交差点から上田市腰越字花ヶ石1593番の7地先まで
一般国道153号	愛知県と長野県との境界から一般国道153号（バイパス）との交差点（駒ヶ根市赤穂12627番2地先）まで
	一般国道153号との交差点（飯田市山本5444番1地先）から一般国道153号との交差点（飯田市山本2287番1地先）まで（バイパス）
	一般国道153号との交差点（駒ヶ根市赤穂12627番2地先）から一般国道

	153号との交差点（駒ヶ根市赤穂14686番9地先）まで（バイパス）
一般国道158号	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線との交差点から一般国道20号との交差点まで
一般国道256号	一般国道19号との交差点から一般国道153号との交差点まで
一般国道361号	一般国道19号との交差点から上伊那郡南箕輪村9500番1地先まで 一般国道153号との交差点から県道西伊那線との交差点まで
一般国道403号	県道長野菅平線との交差点から県道関崎川中島停車場線との交差点まで 一般国道18号との交差点（千曲市大字杭瀬下45番11地先）から一般国道18号との交差点（千曲市大字稻荷山字境無3847番7地先）まで
一般国道406号	一般国道18号との交差点（長野市大字柳原字五反田2075番の9地先）から県道村山綿内停車場線との交差点まで
一般国道474号	高速自動車国道中央自動車道西宮線との分岐点から一般国道151号との交差点まで 下伊那郡喬木村9119番367地先から飯田市上村26番5地先まで
県道伊那生田飯田線	一般国道361号との交差点から伊那市道上新田16号線との交差点まで
県道松本空港塩尻北インター線	県道松本空港線との交差点（松本市大字笹賀巾下8860番の3地先）から一般国道19号との交差点（塩尻市大字広丘吉田1138番の1地先）まで
県道塩尻鍋割穂高線	東筑摩郡山形村1579番3地先から東筑摩郡山形村道東2号線との交差点まで
県道中野豊野線	高速自動車国道関越自動車道上越線信州中野インターチェンジから一般国道117号との交差点まで
県道長野真田線	一般国道117号との交差点から高速自動車国道関越自動車道上越線長野インターチェンジまで
県道松本環状高家線	一般国道19号との交差点（松本市大字芳川村井町686番2地先）から松本市大字神林2758番1地先まで 松本市道5267号線との交差点（松本市大字芳川村井町34番10地先）から県道新田松本線との交差点まで 一般国道158号との交差点から県道大野田梓橋停車場線との交差点（松本市梓川倭578番8地先）まで
県道諏訪辰野線	諏訪市道255号線との交差点から県道諏訪湖四賀線との交差点まで
県道大町明科線	北安曇郡池田町大字池田4226番の1地先から一般国道19号との交差点まで
県道大町麻績インター千曲線	県道長野上田線との交差点（千曲市大字若宮2番5地先）から一般国道18号との交差点まで
県道安曇野インター堀金線	一般国道19号との交差点から一般国道147号との交差点まで
県道長野須坂インター線	一般国道18号との交差点から須坂市道21号線との交差点まで
県道豊野南志賀公園線	一般国道403号線との交差点から須坂市道本郷松川線との交差点まで
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線	一般国道153号との交差点から高速自動車国道中央自動車道西宮線駒ヶ根インターチェンジまで
県道長野上田線	一般国道18号との交差点（千曲市大字八幡字吉野3916番地先）から県道大町麻績インター千曲線との交差点（千曲市大字若宮2番5地先）まで 県道長野上田線との交差点（千曲市大字上山田字東組76番1地先）から県道長野上田線との交差点（埴科郡坂城町大字上五明字中村433番1地先）まで（バイパス） 県道大町麻績インター千曲線との交差点（千曲市大字上山田901番2地

	先) から県道上室賀坂城停車場線との交差点まで
県道丸子東部インター線	一般国道152号との交差点から一般国道18号との交差点まで
県道伊那インター線	高速自動車国道中央自動車道西宮線伊那インターチェンジから一般国道153号との交差点まで
県道伊那箕輪線	県道伊那インター線との交差点から上伊那郡南箕輪村道10号線との交差点まで
県道坂城インター線	高速自動車国道関越自動車道上越線坂城インターチェンジから一般国道18号との交差点まで
県道上室賀坂城停車場線	県道長野上田線との交差点から一般国道18号との交差点まで
県道神宮寺諏訪線	県道岡谷茅野線との交差点(諏訪市大字中州字神宮寺175番の12地先)から一般国道20号との交差点(諏訪市大字四賀字飯島2348番の1地先)まで
県道沢渡高遠線	県道西伊那線との交差点(伊那市高遠町上山田98番4地先)から県道西伊那線との交差点(伊那市高遠町上山田3435番255地先)まで
県道西伊那線	伊那市道押出小原線との交差点から県道沢渡高遠線との交差点(伊那市高遠町上山田98番4地先)まで 県道沢渡高遠線との交差点(伊那市高遠町上山田3435番255地先)から一般国道361号との交差点
県道松本空港線	県道松本空港塩尻北インター線との交差点(松本市大字笹賀巾下8960番の1地先)から松本市大字神林町神2619番の3地先まで 松本市大字笹賀5212番の2地先から松本市高宮南33番の14地先まで
県道柏矢町田沢停車場線	一般国道147号との交差点から高速自動車国道中央自動車道長野線安曇野インターチェンジまで
県道森篠ノ井線	一般国道403号との交差点から一般国道18号との交差点まで
県道三才大豆島中御所線	長野市道松岡中央線との交差点から一般国道18号との交差点(長野市大字稲葉字上千田333番地先)まで
県道関崎川中島停車場線	一般国道403号との交差点から一般国道18号との交差点まで
県道小松原川中島停車場線	長野市川中島町四ツ屋字浦河原145番8地先から長野市道四ツ屋今井線との交差点まで
県道清野篠ノ井停車場線	一般国道18号との交差点から長野市道篠ノ井南288号線との交差点まで
県道伊那インター西箕輪線	高速自動車国道中央自動車道西宮線伊那インターチェンジから一般国道361号との交差点(伊那市西箕輪字上溝原3900番の138地先)まで
県道諏訪湖四賀線	県道諏訪辰野線との交差点から県道神宮寺諏訪線との交差点(諏訪市大字四賀字庄ノ田通2331番2地先)まで
長野市道運動公園通り線	長野市道平林古野線との交差点から長野市道運動公園西通り線との交差点まで
長野市道平林古野線	長野市道運動公園通り線との交差点から一般国道406号との交差点まで
長野市道運動公園西通り線	長野市道運動公園通り線との交差点から一般国道18号との交差点まで
長野市道四ツ屋今井線	県道小松原川中島停車場線との交差点から一般国道19号との交差点まで
長野市道篠ノ井南288号線	県道清野篠ノ井停車場線との交差点から長野市篠ノ井御幣川字南松島749番の11地先まで
松本市道3546号線	松本市出川3丁目461番の9地先から松本市高宮中1058番の4地先まで

松本市道5267号線	県道松本空港塩尻北インター線との交差点から県道松本環状高家線との交差点（松本市大字笹賀7600番7地先）まで
松本市道5703号線	松本市出川2丁目1665番の9地先から松本市出川町1668番の1地先まで
松本市道5505号線	松本市出川町1750番の1地先から松本市高宮中123番の1地先まで
松本市道4534号線	松本市大字寿豊丘544番の12地先から松本市大字寿豊丘96番の1地先まで
松本市道4225号線	松本市大字寿豊丘85番地先から松本市寿北8丁目938番の1地先まで
松本市道4519号線	松本市寿北8丁目938番の1地先から松本市寿北8丁目1775番の5地先まで
松本市道3017号線	松本市寿北9丁目1414番の1地先から松本市並柳1丁目466番の11地先まで
松本市道5209号線	松本市石芝4丁目6969番の1地先から松本市大字笹賀5979番の4地先まで
松本市道5506号線	松本市双葉2120番の11地先から松本市高宮南2608番の27地先まで
松本市道5613号線	松本市高宮中2640番の7地先から松本市石芝4丁目6961番の6地先まで
松本市道6006号線	松本市大字笹賀5652番の115地先から松本市大字笹賀5652番の32地先まで 松本市大字笹賀5867番の3地先から松本市大字笹賀5978番の4地先まで
松本市道6095号線	松本市大字今井7110番の40地先から松本市大字今井7110番の3地先まで
松本市道6096号線	松本市大字笹賀2984番の6地先から松本市大字今井7128番の2地先まで
松本市道6501号線	松本市大字笹賀5979番の6地先から松本市大字笹賀5652番の149地先まで
松本市道7186号線	県道松本環状高家線との交差点から松本市大字今井6180番2地先まで
岡谷市道今井通り線	岡谷市神明町1丁目6625番の4地先から岡谷市神明町3丁目1144番の10地先まで
飯田市道150号線	一般国道151号との交差点から飯田市松尾代田1211番地先まで
諏訪市道255号線	県道諏訪辰野線との交差点から県道岡谷辰野線との交差点（諏訪市大字豊田字龍海2414番10地先）まで
須坂市道21号線	県道長野須坂インター線との交差点から一般国道406号との交差点まで
須坂市道井上松宮中島線	一般国道403号との交差点から須坂市道幸高福島線との交差点まで
須坂市道松宮双六2号線	須坂市道井上松宮中島線との交差点から須坂市大字井上1843番3地先まで
須坂市道幸高福島線	須坂市道井上松宮中島線との交差点から須坂市大字井上1681番1地先まで
須坂市道本郷松川線	県道須坂中野線との交差点から県道豊野南志賀公園線との交差点まで
須坂市道坂田原砂田線	一般国道406号との交差点から須坂市大字日滝5433番3地先まで
須坂市道本郷宮原滝ノ入線	県道須坂中野線との交差点から須坂市大字日滝5433番1地先まで
伊那市道西部1号線	伊那市西箕輪1938番の24地先から伊那市西箕輪1938番の31地先まで 伊那市西箕輪8103番の3地先から県道伊那インター西箕輪線との交差点（伊那市西箕輪6874番の17地先）まで
伊那市道上新田16号線	県道伊那生田飯田線との交差点から伊那市道上新田20号線との交差点まで
伊那市道上新田20号線	伊那市道上新田16号線との交差点から伊那市伊那部2120番2地先まで
伊那市道三峰川右岸	伊那市美篤10098番5地先から県道西伊那線との交差点まで

土地改良幹線	
伊那市道金井原1号線	伊那市道押出小原線との交差点から伊那市道金井原2号線との交差点まで
伊那市道金井原2号線	伊那市道金井原1号線との交差点から伊那市道金井原3号線との交差点まで
伊那市道押出小原線	県道西伊那線との交差点から伊那市道金井原1号線との交差点まで
伊那市道金井原3号線	伊那市道金井原2号線との交差点から伊那市高遠町上山田2086番地先まで
上伊那郡箕輪町道1号線	上伊那郡箕輪町大字中箕輪1465番の1地先から上伊那郡箕輪町大字中箕輪14017番の56地先まで
上伊那郡南箕輪村道10号線	県道伊那箕輪線との交差点から県道伊那インター西箕輪線との交差点まで
上伊那郡南箕輪村道2230号線	一般国道361号との交差点(上伊那郡南箕輪村字中の原9589番地先)から県道伊那インター西箕輪線との交差点(上伊那郡南箕輪村字三本木8304番の74地先)まで
上伊那郡南箕輪村道3020号線	上伊那郡南箕輪村字北原1634番の15地先から上伊那郡南箕輪村字北原1628番の2地先まで
上伊那郡南箕輪村道3134号線	上伊那郡南箕輪村字大芝原1760番の2地先から上伊那郡南箕輪村字大芝原2380番の1地先まで
東筑摩郡山形村道東2号線	東筑摩郡山形村1848番2地先から県道塩尻鍋割穂高線との交差点まで
北安曇郡松川村道18号線	北安曇郡松川村5525番の1地先から北安曇郡松川村字森重5268番の133地先まで